

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和4年2月10日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
78	2月10日(木) 午後3時15分～	<ol style="list-style-type: none">市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)まん延防止等重点措置について 東京都が令和4年2月10日付で発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」(別紙2)を受け、2月14日(月)から3月6日(日)までの期間、別紙3「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置(2月14日から3月6日まで)の公共施設等利用に関する一覧表」のとおり対応することとしました。保育所等における定期的検査(東京都集中的検査)について 保育所等における定期的検査について、別紙4のとおり報告がありました。教職員を対象とした定期的な抗原定性検査について 教職員を対象とした定期的な抗原定性検査について、別紙5のとおり報告がありました。子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)事業について 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)事業について、国からの通知に基づき、別紙6のとおり実施することとし、補正予算を計上している旨、報告がありました。

令和4年2月14日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和4年2月10日（木）（午後3時15分～）に、第78回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ まん延防止等重点措置について

東京都が令和4年2月10日付で発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（別紙2）を受け、2月14日（月）から3月6日（日）までの期間、別紙3「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置（2月14日から3月6日まで）の公共施設等利用に関する一覧表」のとおり対応することとしました。

○ 保育所等における定期的検査（東京都集中的検査）について

保育所等における定期的検査について、別紙4のとおり報告がありました。

○ 教職員を対象とした定期的な抗原定性検査について

教職員を対象とした定期的な抗原定性検査について、別紙5のとおり報告がありました。

○ 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）事業について

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）事業について、国からの通知に基づき、別紙6のとおり実施することとし、補正予算を計上している旨、報告がありました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和4年2月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
新たな患者数	104	139	208	205	200	151	176	120	177																			
患者数の累計	5068	5207	5415	5620	5820	5971	6147	6267	6444																			
退院等者数の累計	3801	3890	3997	4004	4213	4362	4513	4640	4797																			
入院・療養中の患者数	1267	1317	1418	1616	1607	1609	1634	1627	1647																			

【令和4年1月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
新たな患者数	0	1	0	0	1	4	1	10	15	12	13	11	21	29	49	41	27	36	59	62	66	71	106	97	88	110	159	190	127	146	161
患者数の累計	3251	3252	3252	3252	3253	3257	3258	3268	3283	3295	3308	3319	3340	3369	3418	3459	3486	3522	3581	3643	3709	3780	3886	3983	4071	4181	4340	4530	4657	4803	4964
退院等者数の累計	3250	3250	3250	3250	3250	3251	3251	3252	3252	3252	3252	3254	3255	3258	3263	3271	3281	3291	3297	3311	3320	3333	3349	3379	3414	3430	3451	3488	3556	3623	3683
入院・療養中の患者数	1	2	2	2	3	6	7	16	31	43	56	65	85	111	155	188	205	231	284	332	389	447	537	604	657	751	889	1042	1101	1180	1281

【令和3年12月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
新たな患者数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
患者数の累計	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3250	3250	3250	3250	3250	3250	3250	3250	3251	3251	3251
退院等者数の累計	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3248	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3250
入院・療養中の患者数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1

※1月31日に東京都から陽性者の人数の修正が発表され、立川市は12月25日付の1名が取り下げになりましたので、累計数の修正をしております。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和4年2月10日

東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年2月14日（月曜日）0時から3月6日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施

① 都民向け

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと 等

② 事業者向け

- ・ 施設の使用制限（営業時間の短縮等）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

(外出・移動等)

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
(新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること (法第24条第9項)
ただし、「対象者全員検査」制度 (※) を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

※ 「対象者全員検査」制度

= 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

(飲食店等の利用、会食等)

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(法第31条の6第2項)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
(法第24条第9項)

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること (法第24条第9項)

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること (法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 以下の①②又は③のいずれか一方とすること (法第31条の6 第1項)<ul style="list-style-type: none">① 営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間② 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・ 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー (接待や遊興を伴うもの)、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・ 以下のとおりとすること (法第31条の6 第1項)<ul style="list-style-type: none">営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・ 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)
飲食店 (第14号)	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店、 バー (接待や遊興を伴わないもの) 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">● カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること (法第24条第9項)● 上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・ 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	● 新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	● 従業員に対する検査の勧奨
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	● 入場をすすめる者の整理等
遊技場 (第9号)	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	● 発熱等の症状のある者の入場の禁止
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	● 手指の消毒設備の設置
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	● 事業を行う場所の消毒
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	● 入場をする者に対するマスク着用周知
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	● 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
		● 施設の換気
		● 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
		● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること (法第24条第9項)
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする

3. 事業者向けの要請

(3) イベントの開催制限

- イベント（※1）主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催すること（法第24条第9項）

施設規模 イベント 類型	施設の収容定員（※3）		
	5,000人以下 の施設	5,000人超 ～10,000人の施設	10,000人超 ～20,000人の施設
大声なしの イベント の場合 （※2）	5,000人まで入場可		
大声ありの イベント の場合 （※2）	収容定員まで 入場可	「感染防止安全計画」（※4、※5）を策定した場合 → 収容定員まで入場可	① 「感染防止安全計画」（※4、※5）を策定した場合 → 20,000人まで入場可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活用し、 20,000人を超える人数について陰性の検査結果を 確認した場合 → 収容定員まで入場可
	収容定員の半分まで入場可		5,000人まで入場可

※1 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む

※2 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※3 収容定員が設定されていない場合

- ・ 大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2 m、最低1 m）を確保

- ・ 大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※4 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※5 参加人数が5,000人超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用すること（法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(4) 職場への出勤等

- 職場での基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
- 職場への出勤について、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること（法第24条第9項）
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（※）においては、事業の特性を踏まえ、BCP（事業継続計画）を策定済みの場合は、その再点検を行い、未策定の場合は、早急に策定するよう協力を依頼

※国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者

例：医療関係者（病院、薬局等）

生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等）

インフラ運営関係（電力、ガス等）

飲食料品供給関係（飲食料品の流通・ネット通販等）

生活必需物資供給関係（家庭用品の流通・ネット通販等）

金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）

物流・運送サービス（鉄道、バス、航空、郵便等）

等

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置(2月14日から3月6日まで)の公共施設等利用に関する一覧表

施設名称	2月14日から3月6日までの対応
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	<p>利用制限は原則なし (各施設で講じる感染防止策にご協力ください)</p>
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	
旧若葉小学校	
歴史民俗資料館	
古民家園	
女性総合センターアイム	
子ども未来センター (立川まんがぱークを含む)	
たちかわ創造舎	
学校施設の貸出(教室)	
たまがわみらいパーク	
清掃工場の付帯施設	
学習館	
学習等供用施設	
西砂リサイクルショップ	
福祉会館	
立川競輪場	
児童館	
図書館	
八ヶ岳山荘	

- ・施設の利用にあたっては、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染症対策の徹底にご協力ください。
- ・イベントの取り扱いについては、別紙「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置」3. 事業者向けの要請(3)イベントの開催制限に準拠することとします。
- ・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

保育所等における定期的検査（東京都集中的検査）について

東京都は、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、高齢者・障害者施設等の入所施設の従事者に対する定期的な検査を実施している（東京都集中的検査）。現下の感染情報を踏まえ、今般、既存の実施施設に加えて、ワクチン接種対象外の者が集団生活を送る小学校、保育所等の従事者に検査の対象を拡大することとなった。

検査の実施は任意であるが、感染拡大防止のため、市内の幼児教育・保育施設には周知を行うとともに、公立保育園では検査を実施することとした

○対象施設等（保育所等）

認可保育所（含む保育所型認定こども園）、認証保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、定期利用保育、病児保育事業、認可外保育施設 幼稚園

○検査対象者

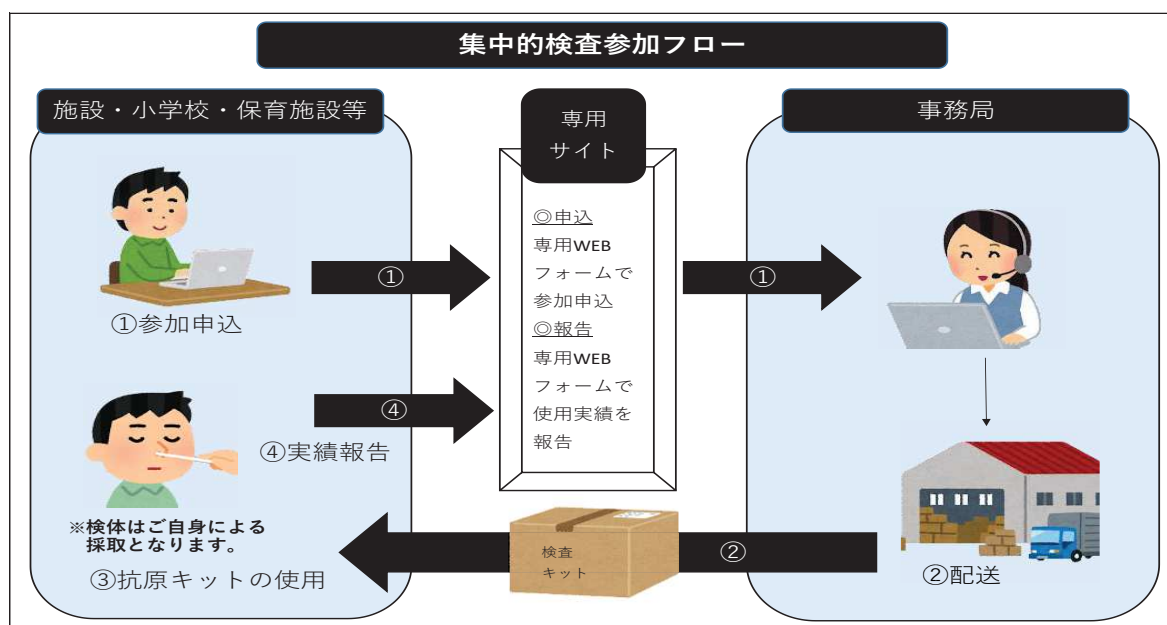
上記対象施設の従事者で、無症状の方

○実施方法

各施設がWEBで専用サイトに申込を行い配送された抗原定性検査キットにより検査し、報告

○その他

- ・陽性疑いとなった場合、確定診断とはならず診療・検査医療機関を受診
- ・抗原定性検査の実施に当たっては、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」に基づき、検査を管理する者（検査実施管理者）を定め、必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修（WEB教材）を受講する



教職員を対象とした定期的な抗原定性検査について

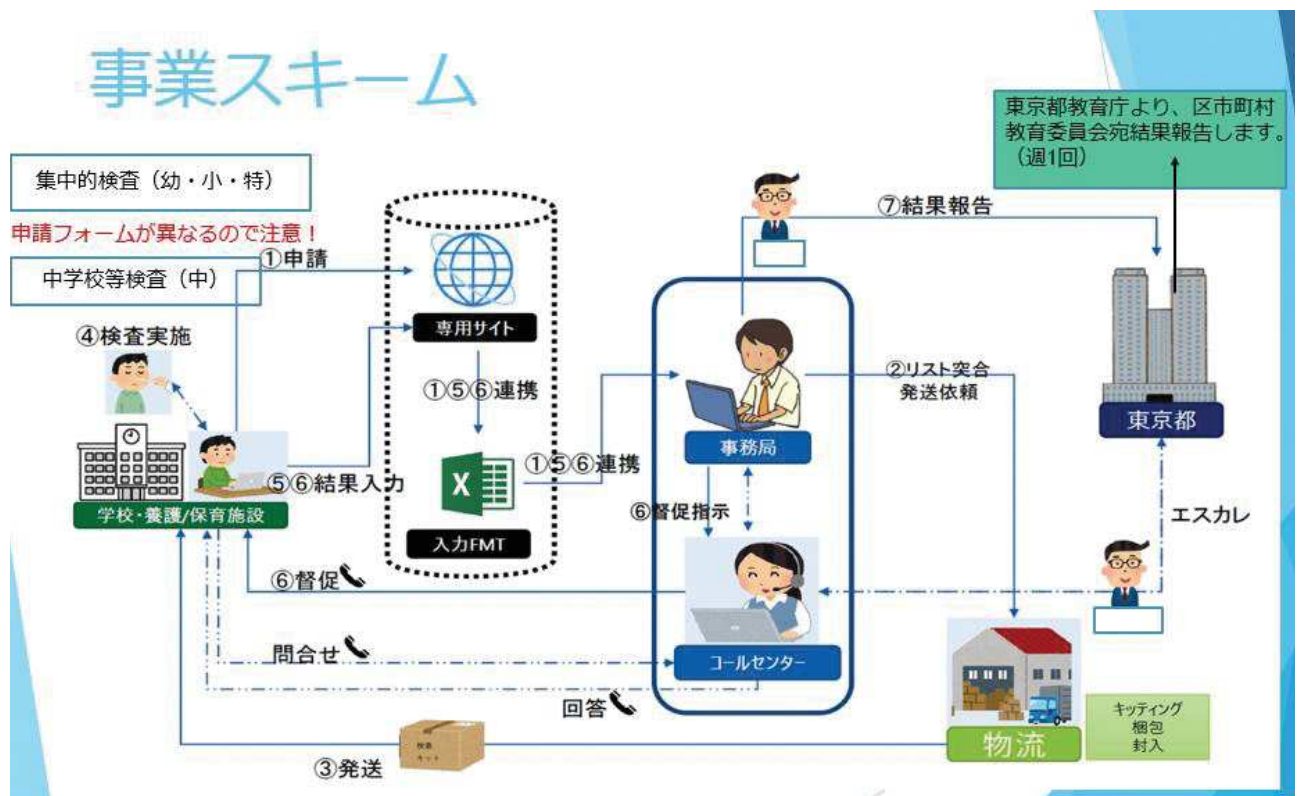
東京都は「感染リスクの高い施設の従事者に対し定期的な検査を実施する制度」の拡大により、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、教職員に対しても抗原定性検査を定期的実施することとなった。

本市においても学校関係者の感染報告が増えている中で、子どもたちを守りつつ学びを継続させるため、検査を実施することとし現在校長会、学校保健会と実施方法や授業の確保等の具体的な調整を行っている。

対象者：常時児童・生徒と接する無症状の教職員等

検査頻度：週1回程度

利用方法：各学校が東京都の専用 Web 上で申込みを行い、その結果を報告する。検査は各学校において研修受講済の検査実施管理者立ち合いのもと、感染拡大防止措置をとった上で実施する。



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）事業

趣 旨	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金）事業を児童手当の仕組みを用いてプッシュ型で給付を行ったために、基準日より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者になっているにもかかわらず給付金を受け取れなかった方に対し、子育てを支援するために、給付金を支給するもの。
支給対象者	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金）の受給者の配偶者であった方のうち、離婚等をした方及びその他これらに準ずる方のうち次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月分の児童手当受給者でなかったものの、令和4年3月分の児童手当受給者になっている方。 ・令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったものの、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方。 ただし、給付金を受給した前養育者から給付相当額を受け取っている場合、前養育者が対象児童のために給付相当額を費消している場合を除く。
支給対象者数 （見込み）	60人
対 象 児 童	① 令和4年3月分の児童手当（本則給付）の支給対象児童 ② 令和4年2月28日時点において支給対象者に養育される高校生等
対象児童数 （見込み）	100人
給 付 額	児童一人当たり100,000円（前養育者に支給された給付金の一部を受け取っているか費消されている場合は、その金額を控除する。）
予 算	11,670千円（全額国庫負担10/10）
支給について	支給を受けるには申請が必要で、申請時に居住している市区町村が申請先。本市では、3月1日から申請を受付開始予定。申請受付後審査を行い指定口座へ振込。申請期限は4月30日。
周 知 方 法	広報たちかわ・立川市ホームページ
そ の 他	コールセンターを設置し運用中

2 小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について
 (令和4年2月10日～2月24日公表分)

単位:人

感染確定日	小学校		中学校		計
	児童	教職員	生徒	教職員	
2月9日(水)	10	1	3		14
2月10日(木)	17	2	5		24
2月11日(金)	7		4		11
2月12日(土)	12		1		13
2月13日(日)	8	1	4		13
2月14日(月)	25	2	3		30
2月15日(火)	19	2	7		28
2月16日(水)	24	2	5		31
2月17日(木)	12		4		16
2月18日(金)	21	3	3		27
2月19日(土)	4	2	1	1	8
2月20日(日)	11	2	1		14
2月21日(月)	23	2	4		29
2月22日(火)	30		3		33
2月23日(水)	8			1	9
2月24日(木)	22	1	2		25
合計	253	20	50	2	325